収入印紙			

訴状

平成28年x月x日

xx 地方裁判所 民事部 御中

原告 xxxx(氏名) 印

原告 xxxx(氏名)

住所: xxxx¹

電話: xxxx² FAX: xxxx³

携帯電話: xxxx⁴

被告 xxxx(被告氏名又は名称⁵⁶⁷。)

住所: xxxx⁸ 電話: xxxx⁹

xxxx 事件10

本籍地や住民票記載のものでなくとも、訴状の送達が行えればよい。 なお、この訴状雛形の作者が行っている脚注は実際に提出する訴状では必要無いので消す事。(この脚注欄では なく、上の本紙面部分の番号を消すと脚注も消える。1 ページ目がスカスカした感じになるかもしれないが、それで よい。(勿論、全ての記述を詰めて書く事も出来る。))

² 録音機能のある電話を推奨。(事務連絡を聞き逃したりすると非常に痛いので。)

³ FAX があれば。FAX があると、民事訴訟規則3条の通り、様々な書類のやりとりがこれで行えるので、非常に便利。

⁴ 携帯電話を利用する人は記述。しかし録音機能のある電話の活用を行うのが望ましい。

⁵ 相手が法人の場合は、例えば「株式会社 xx(正式名称) 代表 代表取締役 xxxx(氏名)」、地方自治体の場合は、例えば「東京都 代表 知事 xxxx(氏名)」、国の場合は「国 (訴訟についての代表は法務大臣である xxxx(氏名))」の様に書く。

⁶ 相手が法務局に登記ある法人の場合は代表者資格証明書(代表者事項証明書以外に、履歴事項証明書及び現在事項証明書)を取得して提出する事。

登記ねっと(https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/)での「かんたん証明書請求」は法務局で直接証明書を請求するより割安(枚数が非常に多くなければ、法務局 600 円に対し 500 円で取得可能)で、しかも送料無料(定形外郵便以外にサービスを付けない場合)で、利用には電子政府での手続きに必要とされる事の多い電子署名の取得も必要無く、支払いはペイジーで 24 時間行える(ペイジーに対応したインターネットバンキングであれば、部屋から一歩も出ずにその場で振込が可能で、しかも振り込んで数秒程度で登記ねっとに振込が完了する)ので、何度か登記証明書を取得する予定があるなら利用する事ををおすすめ。

⁷ 被告が複数人いる場合は、被告 1、被告 2、の様にして列挙していく。また、その場合は次ページの請求の趣旨に は、必要に応じてその被告各々に請求する事について書き、又は「被告らは連帯して」の様に書いて連帯して責任 を取る事を求める記述を行う。

⁸ 相手の住所、又は本店・主たる事務所など。株式会社他法人の場合は、その会社が名乗っている「本社」ではなく、登記上の「本店」「主たる事務所」を書く事(この内容は「国税庁法人番号公表サイト」(http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)で確認出来る。)。また、相手が国の場合は「東京都千代田区霞が関一丁目1番1号」となる(法務省の住所)。

⁹ あれば。書類の送達が行えれば良いので、必須ではない。

¹⁰ 代表的なものは、「損害賠償等請求事件」となる(「等」を付けるとやや焦点がぼけるが、後から確認の請求やその他の請求の追加的併合を行う際に収まりが良い。)。なお、ここで他との区別のために自分で付けた名称を付ける事も行える(例えば「東京都知事職権濫用事件」等。こうすると他事件との区別がしやすくなるので、便利のために以外に効果的である(事件番号がまだ割り振られていない時に書類を区別するのが容易)。)。

請求の趣旨

- 1. 被告は、原告に対し、xx 万円を支払え。
- 2. 訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。11

¹¹ ここで訴額は書かなくても良い。また、ここでは請求の事由については書かない(「xx により xx があったという被害を償うため、損害賠償として xx 万円支払え。」の様な記述はせず、単純に「被告は、原告に、xx 万円支払え。」の様に書く。)。一番最後の「訴訟費用は被告の負担とする。」は定型句である(いわゆる「勝訴」した場合は相手が訴訟費用を支払う事になる。)。なお、額の定まらない請求(「xx という事の確認を行う。」「被告は xx せよ」)は、民事訴訟法8条2項及び民事訴訟費用法4条2項より160万円として扱われる。

請求の原因

- 1. 当事者表記12
- 1.1. 原告

(以下例)

原告は、xxxxである。

原告は、体の不調があった事から平成xx年x月x日に被告が経営する医療機関であるxxxx病院に受診に行った。

原告は...

1.2. 被告

(以下例)

被告は、医療法人社団xxxxである。

被告は、xxxxに所在する保険医療機関であるxxxx病院を経営しており、ここで平成xx年x月x日に、病院所属の保険医であるxxxxが原告の診療を行った。

¹² ここで当事者の概要を書いておくのは必須ではないが、裁判所での関係の把握のためには有効と考える。背景や多少の経緯、また相手方が保有する資格や身分等を書いておくと、請求についてより分かりやすくなる場合が多いだろう。(例えば、保険医療機関や電気通信事業者、個人情報取扱事業者は多くの義務を負っており、これらが請求の法的基礎をなす事が多いので、ここで前もってそれらの記述を行う事は有用である。)

2. 請求について13

2.1. 請求の趣旨 1.について

(以下例)

原告は、平成xx年x月x日に被告が経営する医療機関であるxxxx病院(東京都xx区xxxx に所在)を受診したのであるが(甲114)、ここで原告は被告病院医師から暴言を浴びせられた。原 告はこれにより大きな精神的苦痛を与えられたが、この苦痛を金銭をもって償うのであれば、その 額は xx 万円は下らない。よって原告は、被告に、慰謝料として15、原告に xx 万円を支払う事を求め る。

2.2. 請求の趣旨 2.について

(以下例)

この訴訟は被告が原告に行った不法行為が原因で行う事になったものであるので、その費用負 担は被告が行うのが妥当である。16

¹³ 請求の根拠についてここで記述を行う。なお、ここで行うべきは理由の説明と法的根拠として該当するものの提示 であって、詳細な記述は別に陳述書を作って行う方が望ましい(陳述書は証書として扱う事が可能であり、そこで の陳述が採用されれば訴訟における証拠となるので(そうでなくとも訴状や準備書面での主張の事実認定は行え るが、陳述書として作成して明示的に証拠としておく方が望ましい。また、その方が請求内容の記述がシンプルにまとまり易いので書類としてもすっきりする。)。)。 14 「甲1」とは証拠甲1号証の事を指す。(通常、甲は原告、乙は被告のものを指す。)

^{15 「}損害賠償」なのか、「慰謝料」なのかは結構区別される。たとえば暴言により心的外傷が残ってそこでかかった治 療等の費用を請求する、というのであれば損害賠償であるが(この場合、「治療費として支出する事になった xx 円」や「心的外傷によって労働を行えなかった期間の逸失利益として、給料をxx円として見積もったこの間の給与 である xx 円」となるだろう。)、精神的苦痛の慰謝のためであれば慰謝料である。損害賠償はわりと計算出来るも

のであるが、慰謝料については言い値である(思い思いに付ける事になる)。 16 記述はこの通りでなくても良いが、訴訟を行う場合は相手が問題であるとする場合が通常であろうから、相手側の 問題で起こす事になったのでその費用の支払いを求める記述を行うのが通常である。(もしあなたが相当にフェアなら、ここでその通例を破っても良いと考えるが、多少けげんな目で見られるかもしれない。)

証拠方法

甲1号証 (例)原告の被告病院での平成 xx 年 x 月 x 日の診療明細書¹⁷

甲2号証 ...

付属書類

1. 証拠各号写し 各1通

2. 証拠説明書(1) 1通

¹⁷ ここでは詳しい説明はせず概要だけを書き、証拠の意義や備考などの説明については「証拠説明書」で記述するのが通常。(証拠説明書の明示的な提出を求める裁判体も多いので、証拠説明書は別に作成する方が望ましい。)